

都道府県医療審議会の審議事項

審 議 事 項	根 拠
1 地域医療支援病院を承認する場合の意見聴取	医療法第4条第2項
2 病床超過区域における特定の病床の特例許可をする場合の意見聴取	同法第7条 「医療計画について」 平成29年3月31日付医政発 0331第57号 一部改正平成29年7月31日
3 病床超過区域における公的病院の開設等について不許可処分をする場合の意見聴取	同法第7条の2第6項
4 地域医療支援病院の承認取消をする場合の意見聴取	同法第29条第6項
5 医療計画策定、変更時の意見聴取	同法第30条の4第17項
6 医療計画の達成に必要な場合の病院の開設等に関する勧告時の意見聴取	同法第30条の11
7 社会医療法人の認定取消をする場合の意見聴取	同法第64条の2第2項
8 医療法人の業務停止命令等の勧告時の意見聴取	同法第64条第3項
9 医療法人の設立認可取消処分をする場合の意見聴取	同法第66条第2項
10 医療連携推進認定をする場合の意見聴取	同法第70条の3第2項
11 地域医療連携推進法人が病院等を開設する場合の意見聴取	同法第70の8条第5項
12 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職を行う場合の意見聴取	同法第70条の19第2項

13 医療連携推進認定を取り消す場合の意見聴取	同法第 70 条の 21 第 3 項
14 その他医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議	同法第 72 条第 1 項